

議案第5号

匝瑳市脱炭素推進委員会条例の制定について

匝瑳市脱炭素推進委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月7日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市脱炭素推進委員会条例

(設置)

第1条 市は、本市の脱炭素先行地域の区域内における本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）に掲げる事業その他本市の脱炭素の推進を図るため、匝瑳市脱炭素推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業計画に掲げる事業その他本市の脱炭素の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行うことができる。

2 委員会は、脱炭素の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長と

なる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ゼロカーボン推進課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年匝瑳市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 その2 環境審議会委員の項の次に次のように加える。

脱炭素推進委員会委員	日額 6,000円
------------	-----------

(参考)

匝瑳市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (附則第2項関係)

改 正 後	改 正 前														
<p>本則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) その1 略</p> <p>その2</p> <p>法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の委員その他の構成 員等の報酬</p> <table border="1" data-bbox="584 1115 930 2134"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員の項～環境 審議会委員の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱炭素推進委員会委員</td> <td>日額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>予防接種健康被害調査委員会委員の項～ スポーツ推進委員の項 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	区分	報酬	国民健康保険運営協議会委員の項～環境 審議会委員の項 略		脱炭素推進委員会委員	日額 6,000円	予防接種健康被害調査委員会委員の項～ スポーツ推進委員の項 略		<p>本則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) その1 略</p> <p>その2</p> <p>法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の委員その他の構成 員等の報酬</p> <table border="1" data-bbox="584 94 930 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員の項～環境 審議会委員の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防接種健康被害調査委員会委員の項～ スポーツ推進委員の項 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	区分	報酬	国民健康保険運営協議会委員の項～環境 審議会委員の項 略		予防接種健康被害調査委員会委員の項～ スポーツ推進委員の項 略	
区分	報酬														
国民健康保険運営協議会委員の項～環境 審議会委員の項 略															
脱炭素推進委員会委員	日額 6,000円														
予防接種健康被害調査委員会委員の項～ スポーツ推進委員の項 略															
区分	報酬														
国民健康保険運営協議会委員の項～環境 審議会委員の項 略															
予防接種健康被害調査委員会委員の項～ スポーツ推進委員の項 略															